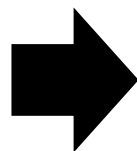


三重県環境影響評価条例施行規則の見直しの概要

- ・環境影響評価法施行令の改正により、法の対象から除外された出力37,500kW未満の風力発電所について、三重県環境影響評価条例の対象事業に追加します。
- ・これにより、出力7,500kW以上の風力発電所については、法または条例の対象事業として、環境影響評価の手続きを行うこととなります。

※令和4年3月23日に開催しました環境審議会の部会においては、規模要件を7,500kWよりも引き下げた方が良いのではないかという意見もありました。

事業種類		規模要件
電気工作物	水力発電所	1.5万kW以上
	火力発電所	5万kW以上
	地熱発電所	5千kW以上



事業種類		規模要件
電気工作物	水力発電所	1.5万kW以上
	火力発電所	5万kW以上
	地熱発電所	5千kW以上
	風力発電所	7.5千kW以上

条例改正のイメージ

※環境影響評価は、大規模な開発事業の実施が環境に及ぼす影響について、事業者があらかじめ調査、予測、評価を行い、その結果について住民や自治体の意見を聴いたうえで、環境の保全について適正な配慮を行い、事業に反映させることを目的とした制度です。